

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和7年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会
- 2 開催日時 令和8年2月27日（金）
午前11時00分から11時55分まで
- 3 開催場所 水戸市公設地方卸売市場中央棟2階会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 中村修，鈴木貴元，川崎隆一，大谷忠，菊地耕治，森田和之，小野瀬吉彦，庄司任勝，飛田祐一，菊池武雄，堀江英夫，小路裕子，八木岡しづ子，鈴木宣子，打越美和子，綿引健，萩谷慎一
 - (2) 執行機関 小林産業経済部長
栗原産業経済部公設地方卸売市場長，
飯田産業経済部公設地方卸売市場次長，
綿引産業経済部公設地方卸売市場管理係員
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 正副会長の選出について (公開)
 - (2) 卸売業者取扱高及び市場活性化事業の取組状況について (公開)
 - (3) 市場再整備事業について (公開)
 - (4) 水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について (公開)
 - (4) その他 (公開)
- 6 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 7 会議資料の名称
 - 【資料1】 令和7年卸売業者取扱高の状況について
 - 【資料2】 令和7年度市場活性化事業について ，朝市のちらし
 - 【資料3】 令和7年度再整備事業実施状況
 - 【資料4】 令和7年度再整備事業拡張用地整備事業実施状況
 - 【資料5】 令和8年度再整備事業事業計画
 - 【資料6】 再整備事業拡張用地整備事業年度別事業計画
 - 【資料7】 水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について
参照条文，食料システム法の概要，食料システム法概要パンフレット
- 8 発言の内容 別紙のとおり

令和7年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会会議録

- 執行機関 ただいまから、令和7年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会を開会いたします。本日は、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。私、司会進行を務めさせていただきます公設地方卸売市場長の栗原でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- ここで、本日の委員の出席状況を報告いたします。委員18名のうち、17名の委員の御出席をいただいております。委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。本日の会議は、水戸市附属機関の会議の公開に関する規定により公開の会議とさせていただきます。また、議事録作成のため、録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- また、昨年の協議会以降6名の方が新たに委員になっておりますので御紹介申し上げます。
- 【新任委員紹介】
- 執行機関 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。それでは会議に入りたいと思います。
- 【事務局職員紹介】
- 執行機関 それでは会議に入りたいと思います。
- それでは、議題(1)の正副会長の選出に移らせていただきます。運営協議会条例第5条の規定によりまして、委員の互選により会長及び副会長を選出することになっていますが、いかがいたしましょうか。
- 委員 執行部一任
- 執行機関 ただいま、執行部一任という御意見をいただきました。事務局案でございますが、これまでの通例としましては、会長につきましては商工会議所より選出しておりますので__委員に、副会長につきましては市議会議員より選出しておりますので__委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
- 委員一同 異議なし
- 執行機関 それでは、委員の皆様にご了承いただきましたので、会長には__委員、副会長には__委員と決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。__委員、__委員におかれましては、会長、副会長の席への移動をお願いいたします。
- 執行機関 ここで、ただ今選出されました会長、副会長からそれぞれ御挨拶を頂戴したいと存じます。はじめに、__会長よろしくお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 執行機関 ありがとうございます。続きまして、__副会長、よろしくお願いいたします。
- 副会長 【副会長挨拶】
- 執行機関 ありがとうございます。__会長、__副会長、よろしくお願いいたします。
- それでは、ここからの議事進行につきましては、運営協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、進行役を会長をお願いしたいと存じます。__会長、よろしく

お願いいたします。

会長

それでは、進行を務めさせていただきます。

まず、はじめに、今回の会議録の署名委員を指名させていただきます。本日の会議終了後に会議録を作成するに当たりまして、その署名人といたしまして、___委員、___委員以上の2名にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議題(2)『卸売業者取扱高及び市場活性化事業の取組状況について』事務局からお願いします。

執行機関

まずはじめに、資料の確認をさせていただきます。

議題(2)については、[資料1](#)令和7年卸売業者取扱高の状況について、[資料2](#)令和7年度市場活性化事業について、朝市のちらし、

議題(3)については、[資料3](#)令和7年度再整備事業実施状況、[資料4](#)令和7年度再整備事業拡張用地整備事業実施状況、[資料5](#)令和8年度再整備事業事業計画、[資料6](#)再整備事業 拡張用地整備事業年度別事業計画、

議題(4)については、[資料7](#)水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について、食料システム法の概要と記載のある資料・これは食料システム法の説明会資料です。それから関連しまして、食料システム法概要パンフレットの合計10種類の資料になります。お手元にございますでしょうか。

議題(2)『卸売業者取扱高及び市場活性化事業の取組状況について』御説明させていただきます。ここからは着座にて失礼します。

お手元の[資料1](#)を御覧ください。「令和7年卸売業者取扱高の状況について」御説明いたします。こちらの表には、卸売業者の各部の令和7年1月から12月までの取扱高を示しております。始めに、青果部でございますが、取扱数量の合計は、前年比96.8%の9万5,949トン、金額は前年比101%の304億5,577万1千円となっております。次に、水産物部でございますが、取扱数量の合計は、前年比98.1%の6万6,082トン、金額は前年比102.5%の520億1,942万6千円となっております。次に花き部でございますが、取扱数量の合計は前年比90.8%の1,438万本、金額は、前年比89.4%の11億3,167万5千円となっております。卸5社を合計しますと、取扱高は前年比101.8%の約836億円となっております。830億円を超えるのは、平成15年以来でございます。青果部及び水産物部の傾向としましては、ここ数年来、同様でございますが、物価高等の影響により取扱高は前年と比べ増加しておりますが、取扱数量が減少しています。一方、花き部では、消費の落ち込みや、気候変動の影響による不安定な入荷状況などが影響している状況です。令和7年卸売業者取扱高の状況については、以上でございます。

続きまして、[資料2](#)を御覧ください。「令和7年度市場活性化事業について」御説明いたします。今年度を実施した事業内容を記載しております。実績としまして、10月にみとっぼわくわく感謝市を開催し、来場者数は約4,400人となっております。昨年度は約4,800人であったため、約9%の減少となっております。次に、年末感謝市でございますが、12月27日から30日までの4日間で行いまして、合計で約11,500人の来場者がありました。昨年度と比較して約7%の増加となっております。続きまして、朝市ですが、毎月第2土曜日に開催しております。今年度は、10月を除く4月から2月までの計10回を開催しており約9,430人の来場者があり、3月に今年度最後の朝市がありますので、昨年度と同程度となる見込でございます。

す。そのほか、夏休みには親子市場見学会を2回実施し、水産物部卸売業者2社の御協力による鮭の食べ比べの実施や、中央水産協同組合の冷蔵庫の入庫体験などを行いました。さらに、12月には市場見学とクリスマスリース作り教室を2回、今月の14日にはバレンタインデー親子市場見学会を実施し、水戸中央青果さんの御協力により、いちごの食べ比べを実施、その後、関連店舗の関商店さんのシフォンケーキにいちごをデコレーションするスイーツ作りを実施したところでございます。いずれも好評であり、市場のPRができたものと思われま。

次の資料にございますが、市場関係者の皆様と協議し、来年度、今年度の4月から、朝市を月2回実施することとなりました。あわせて、各種教室や市場見学会の実施を行うなど、さらに活性化に向けた取組を拡充してまいりたいと考えております。令和7年度市場活性化事業についての説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたでしょうか。

【発言なし】

会長 では、ただいまの議題につきまして、よろしいでしょうか。それでは、引き続きまして議題(3)の『市場再整備事業について』事務局から説明をお願いします。

執行機関 議題(3)『市場再整備事業について』御説明させていただきます。資料3 令和7年度再整備事業の実施状況を御覧ください。現在、場内では、水産低温買荷保管積込所のシャッター等更新(Ⅲ期)工事、青果棟の保冷売場改修工事、花き棟の照明改修工事を実施しているところです。間もなく、市場全体のカメラを現在の41台から102台に増設する、監視カメラ更新工事や、青果棟の屋外トイレの改修工事、関連商品売場棟の照明改修工事について現場着手する予定となっております。資料4に移りまして、拡張用地整備事業の実施状況ですが、工事用の仮設道路工事が完了し、付け替え水路を東側、図面の右側より整備を進めており、現在、ちょうど半分くらいが完了したところです。平行して、場内の排水路切替工事や構造物取壊工事を実施しているところです。令和7年度の工事につきましても、引き続き、早期に完成できるよう努めてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。つづきまして、資料5を御覧ください。現在、令和8年度の予算要求をしている再整備事業の事業計画について、御説明いたします。委託としましては、消防設備や電気設備等の改修設計、屋外分煙施設の設計を行います。また、主な工事としましては、仲卸棟の電気設備改修工事、中央棟の蓄電池改修工事、青果棟の屋外にある保冷库の改修工事、水産棟と仲卸棟で西側の屋根塗装工事、水産棟と青果棟で舗装改修工事などを実施してまいります。拡張用地につきましては、資料6再整備事業拡張用地整備事業の年度別事業計画を御覧ください。令和8年度に地盤改良工事を実施、令和9年度と10年度に公共残土を活用しながら土砂を搬入し、それを造成する工事を実施、令和11年度から14年度にかけては、全体的に砕石を敷均す工事や、フェンス工事、認定外道路の舗装工事を実施し、再整備事業における拡張用地の整備事業は完成といたします。

議題(3)市場再整備事業についての説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【発言なし】

会長

ないようでしたら、議題(3)については以上でよろしいでしょうか。それでは、続きまして、議題(4)の「水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正について」説明をお願いします。

執行機関

資料7と書いてある資料を御覧ください。水戸市公設地方卸売市場条例の一部改正につきまして資料に基づいて御説明させていただきます。まず一番目の改正の理由につきましては、卸売市場法の一部改正に伴いまして水戸市公設地方卸売市場の業務規程に相当する本条例に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等を規定することが義務付けられたため、関係規定の整備を行うものでございます。2の主な改正内容でございますが、条例に次の(1)から(3)の事項を公表するという規定を新たに定めるものでございます。(1)市場において取り扱う「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引に関する法律」以下「食品等持続的供給法」と省略させていただきますが、その第42条第1項に規定する指定飲食料品等、(2)としまして指定飲食料品等にかかる食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標、(3)食品等持続的供給法第36条各号を規定する措置の内容。これら3つの事項を公表するという規定を新たに定めるものでございます。施行期日につきましては卸売市場法の施行の日に合わせて令和8年4月1日からとするものでございます。次のページを御覧ください。A4横の資料ですが、今回の改正で追加される条文を記載しております。左側が条例でございまして、先ほど御説明いたしました3つの事項を卸売市場の開設者として公表するという規程を定める旨が載っております。右側が施行規則でございまして、条例の2行目に規則で定めるところにより公表するものとありますが、その公表の方法をインターネットの利用その他適切な方法により行う旨を定めております。次のページを御覧ください。次は、参照条文ということで、載せさせていただきましたが、今回の条例に関連する法律の一部を抜粋しておりますので、簡単に御説明させていただきます。はじめに卸売市場法でございますが、今回改正され新たに追加された部分は卸売市場法第13条、地方卸売市場の認定という項目の1ページ下段の第5項第3号のハの部分でございまして、市場の開設者、水戸市場の場合は水戸市のことですが、市場の開設者に水戸市場で取り扱う食品と持続的供給法に定める指定飲食料品等と、(2)としてそのコスト指標、それから食品等持続的供給法の第36条各号に規定する措置の内容を公表することが義務付けられています。

次に参照条文の2ページ。裏面を御覧いただきたいのですが、今回の卸売市場法の改正に大きく関連しております食品等持続的供給法、一般的には食料システム法といわれる法律の抜粋になります。まず、2ページの上段36条のところに飲食料品等事業者に対する努力義務について記載されています。この条文が先ほどご説明いたしました条例の主な改正内容の(3)に該当する部分でございます。そして37条以降その努力義務に対する判断基準や指導及び助言、勧告といった努力義務に対する農林水産省の対応等について記載されております。次の3ページの41条には、指定飲食料品等とは一体何かといった定義が記載されております。また42条の(1)にはいわゆるコスト指標についての定義が記載されております。この41条と42条の条文が、先ほど御説明いたしました条例の主な改正内容の(1)、(2)に該当する部分でございます。卸売市場法の一部改正につきましては、先ほど冒頭で御説明いたしました3つの事項を各卸売市場の開設者が公表するという各卸売市場の業

務規定に定め、ホームページ等で公表することのみが新たに定められた内容でございますので、市場関係事業者の皆様への市場での業務内容に影響はございませんが、今回、卸売市場法の改正と卸売市場条例等の改正には、食品等持的供給法、いわゆる食用システム法の内容が大きく関わっておりますので、ここで食料システム法の内容について少し御説明させていただきます。カラー横の資料を御覧ください。この資料は農林水産省が今月に入って数回行っております食料システム法に関する説明会の資料の抜粋でございます。まず最初のページを御覧ください。右下に5ページと書いてある資料ですが、食料システム法の概要について記載されております。まず、はじめにこの法律の目的についてでございますが、食品等事業者が、食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する、これが目的とされております。次にこの法律の内容につきましては、大きく2つに分かれておりまして、1つは5ページの左側、青枠で囲まれている部分でございますが、食品等事業者による事業活動の促進という項目でございますが、食品産業の発展に向けた計画認定制度等が主な内容となっており、この部分につきましては令和7年10月1日にすでに施行されております。そしてもう1つ、今回の条例改正に係るのが右側の赤枠の部分でございますが、食品等の取引の適正化と表現されており、下段に記載されております卸売市場法の一部改正と合わせて令和8年4月1日から施行されます。詳細につきましては次のページで御説明いたします。右下に6ページと書いてある資料ですが、食料システム法による合理的な価格形成の促進、食品等の取引の適正化措置の全体像と記載されております。まず、上段に食品等の取引の適正化に関する基本方針について、取引適正化を推進する意義等を基本方針に定めることが記載されています。ここには記載されておきませんが、基本方針の中に取引の適正化に関する取り組みには食料システムの関係者、とりわけ消費者から理解を得ることが不可欠であることから、飲食料品等事業者等及び消費者の理解を醸成に取り組む必要があると基本方針に定められています。基本方針の下、左側の飲食料品等の取引の適正化の欄でございますが、食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され当事者間で決定されるということが基本だということが大前提となっていることには変わりはありませんが、その上で売り手と買い手の飲食料品等の取引における努力義務というものを法律に明文化したということでございます。その努力義務の内容といたしましては、①といたしまして持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、事由を示して協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること。②としまして商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力を行うことと定められています。そして、これらの努力義務の実施状況を判断するための判断基準や、指定飲食料品等やそのコスト指標等と努力義務との関わりなどが記載されております。また右側には、その実効性の確保としまして農林水産省が設置する情報受付窓口や、情報収集をするいわゆるフードGメンのことや判断義務に基づき必要な指導及び助言・勧告・公表といった努力義務に対する農林水産省の対応について記載されています。次のページを御覧ください。右下に28ページと書いてある資料ですが、指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成について記載されております。まず上段に指定飲食料品等の定義が書か

れています。これは食料システム法の41条第1項に書いてあることですが、ちょっと読み上げます。飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定するものというのが、指定飲食料品等の定義になりまして、そして令和8年1月30日公布の食料システム法施行規則において、指定飲食料品等が指定されました。指定されたものが中段にあります。米穀・野菜・豆腐・納豆・飲用牛乳でございます。このうち水戸市場において取り扱いが予定されているのは野菜でございます。また、その下段に指定飲食料品等ごとのコスト指標を作成するにあたり反映させる段階が決められておりまして、野菜に関しましては、生産、加工、流通及び販売ということになっております。次のページを御覧ください。ただいま御説明いたしましたコスト指標のイメージ図となっております。この表は、米穀、お米の例だそうですが、各サプライチェーンの段階ごとのコストを算出し、前年などの数値と比較して費用がどのくらい増減したかということを示すような例示となっております。このコスト指標を作成するのは農水省が認定するコスト指標作成団体なるものと決められております。実際のところは、コスト指標作成団体につきましては、本日時点では全く決まっていないということで、相当遅れているとは思いますが、コスト指標という指標が公表されるのは、だいぶ先のことになると思われれます。次のページを御覧ください。右下33ページと書いてあるのですが、今回の条例改正の内容の具体的な公表の方法となりますが、卸売市場における公表のイメージ図を国が作成したものでございます。今回の条例改正で市場の開設者に義務づけられた3つの事項を公表する、公表の具体的な表現につきましては、この33ページのとおりでございまして、水戸市のホームページにこの33ページのようなページを1つ新たに作成し、この33ページと同様に記載し、ホームページで公表することとなります。ちょっと読み上げさせていただきますが、何を公表するのかと言いますと、まず、食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項という表題を付けまして、丸の1つ目、食品等の持続的な供給～これは、食料システム法の正式な名称ですが、第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、水戸市公設地方卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。「野菜」というふうに記載します。実際ところ野菜の全ての種類が指定飲食料品等として指定されることは多分ないので、ただ、どの種類が指定されるかというのはまだ公表されていませんが、農水省の議事録などを見た感じでは、おそらく当面は玉ねぎと馬鈴薯、ジャガイモとキャベツとなる予定だというふうに伺っております。その次、丸の2番目ですが、上記品目について法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標、いわゆるコスト指標は以下のとおりですということで、コスト指標を作成する認定団体が公表する資料を転記、または、そのコスト指標作成団体のホームページのアドレスをそのまま貼るという作業になります。各卸売市場、当然、水戸市場もそうですが作成する数値等はありません。あくまでも農水省が認定する指標作成団体が作った数字を、各卸売市

場のホームページで公表するということが定められた内容でございます。それから、次の丸3つ目が法36条に基づき飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりですということで、先ほどの食料システム法第36条の条文をそのまま、多少分かりやすい表現になっておりますが、そのまま載せるということになります。例としては、取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応じること、2番として、前号に掲げるもののほか、取引の相手方から飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること、こういった内容をホームページで公表するということになります。

最後に農林水産省で配布しております食料システム法の概要パンフレットをお配りしましたので、後ほど御参照ください。今回の条例改正は卸売市場法の改正に伴う条例と施行規則の整備を行うものですが、食料システム法の内容となっている3つの事項を、各卸売市場が公表することを、卸売市場法に定め、義務化しておりますので、法律の改正ではなく農水省が通知などで対応すれば良かったのではないかなと正直思うところはあるのですが、おそらく農水省の意向としましては、卸売市場というところは生鮮食料品等の食品の流通の拠点であり、食料システム法で定められている飲食料品等事業者等、生産者から卸売業産業も含め、小売業の業者も含めてですが、市場関係事業者として多数存在する場所であることから、食料システム法の内容のうち各卸売市場で取り扱っている指定飲食用品等と、その指定飲食料品等のコスト指標、そして食料システム法の36条に規定する取引の際に必要な努力義務の内容を市場関係事業者に広く周知させたいという意向があつて、卸売市場の開設者にそれら3項目を自らのホームページ等で周知することを義務化するような改正が行われたのではないかと考えております。いずれにいたしましても、この条例等の業務規定の改正を実施しなかった場合、卸売市場としての認定が取消されることになりまして、今年の4月1日以降、卸売市場と名乗れなくなってしまうということから、現在、全国に1,000箇所近くあるすべての卸売市場で、これと同様の改定が行われているはずでございます。水戸市でも来月から始まる令和8年第1回水戸議会定例会に条例改正の議案を提出させていただきまして、議決をいただいた後、3月中に改正した条例等を添付して卸売市場の認定を受け直す変更申請を行うというタイトな予定となっておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。非常にわかりにくい説明で申し訳ありませんでした。説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。条例の関係なので、わかりづらいとは思いますが、何か御質問等ございますでしょうか。

新たな負担になるようなことは特にはないということでもよろしいでしょうか。

執行機関 業者さんにはないということです。ただ、努力義務が発生するというのは、4月1日から間違いないので、国が強調していましたが、食品の持続的な供給、これから先も食品を持続的に供給するためには、適正な価格を示さなければならない。ただ消費者の心理からすると、例えばこのキャベツはだいたい1個いくらぐらいだとか、納豆は2パックでだいたいいくらだという、そういう価格の刷り込みみたいな

ものがありますので、なかなか値上げするときに合理的な理由を示しづらい。それに対する農林水産省の対応でして、コスト指標というものを示して、おそらくコスト指標も2、3種類の野菜を選んでいるだけなので参考になる数字じゃないと思うんですが、前年と比較したりとか、例えば流通でこれだけ値段が上がったりとか、そういう各段階ごとの数字が出るそうなので、それを根拠資料として、最終的に消費者の方に理解していただくような形を目指しているんじゃないのかなというふうに考えておりますが、今のところコスト指標そのものもどういう数字が出てくるのか、そもそもコスト指標を前年と比較するとなると、おそらくコスト指標が運用されるのが、来年以降にないかなという気がするのですが、ちょっと見えない部分があるのですが、食料システム法の改正は理解できる場所はあるのではないかと思います。

- 会長 よくわかりました。何か御質問等ございますでしょうか。
- ____委員 はい。御説明ありがとうございました。今、お話をいただいたところで、食料システム法のパンフレットの2ページのところがポイントで、よろしくないことがあった場合には、国の方で率先してやりますということなんですけれども、具体的に水戸市場で、こういった事象が確認された場合には、誰が指導するのか。
- 執行機関 開設者にはその辺は指導されておきませんが、取引の相手方がまずは国が設置する窓口で相談を申し込むような形になるのかなと思います。ただ、市場でその価格を決める過程というのは、もう何十年も前からずっと適正にされていますので、改めてやり方が変わるということは多分ないと思います。ただ今回の改正の目玉は、おそらく売手買手のどっちかというよりは、強い業者さんと弱い立場の方という見方なのかなと思ひまして、弱い立場の方が今この値段でしか買わないよと言われた時に、これではちょっと利益がでないんだけどみたいな、そういう時にきちんと誠実に対応しなさいっていうことを法律で定めて、そしてそれがきちんと先ほどのコスト指標や、統計のデータとかを使ってきちんと示しているにもかかわらず対応に応じられない場合は、相談窓口まで相談すると国が対応してくれるのかなと思いますし、あと今日は説明しなかったんですけど、判断基準ってというのが、施行規則等で公表されておきまして、結構細かくこういう場合はこういう判断で、こういう場合はよろしくないとかそういう事例が載っておきまして、それらなども参考にしながら4月以降多分少しずつ運用していくんじゃないかなと思います。以上でございます。
- ____委員 そうしますと、相談窓口に来た案件が、そのあと市場に来るのか、名前の挙がった業者さんに指導が行くのか。
- 執行機関 直接業者さんにいきます。
- ____委員 その対応については、水戸市の方はどうするのか。
- 執行機関 特に定められていません。
- ____委員 要は関知しない。国が対応するということですね。
- 執行機関 はい。
- 会長 はい。ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。
- それでは議題(2)に関しましては、よろしいでしょうか。議会の方に議案として提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお祈りいたします。
- 会長 続きまして、議題(5)その他でございますが、今までの議題に関係しても関係しな

くても結構ですので、何かございますでしょうか。せっかくの機会ですので、何か御意見、御希望、何でも結構ですが。

執行機関 事務局からすみません。先ほどのパンフレットとかチラシをお配りさせていただきましたが、再来月4月から朝市を月2回開催したいと考えております。当市場は水曜日と日曜日がお休みなんですけども、それ以外は普段から一般方が自由にお買い求めできる環境ではありますが、特に朝市開催日には、物を小分けにしたりとか少し買いやすくしております。今回、市場関係事業者の方から提案があって朝市をもう1回ぐらい増やせないかということで、年末、それから年始の機会に市長がいらっしゃる機会、市長に直接御要望されて、市長の方から何も支障がないなら、ぜひやってみてくれという指示を受けまして、我々の方も皆さんにアンケートを取ったりいろいろお話を聞かせていただいて、決定したところでございます。これから水戸市の広報みとであったり、ホームページなどでも宣伝いたしますが、ぜひ皆さんも朝市が月2回になるということを周知していただいて、市民の方がいっぱいいらっしゃることで、市場が活性化するというふうに水戸市は考えておりますので、ぜひ一般のたくさんの方に来ていただいて、市場で取り扱う生鮮食品等の普及促進に向けて、御協力いただきたいと思います。

会長 はい、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

___委員 令和7年の卸売業者の取扱高というところで、青果部の前年比が96.84%となっているのですが、これはどういうことが原因なのでしょう。

執行機関 取扱の数量が減少していることは間違いないのですが、ただ昨今の物価高の影響で金額的には数%上昇してしまっていて、見た目は非常に売上が好調に見えるのですが、決してそんなことはありません、やっぱり厳しい状況にあるのは変わらないかと思えます。

___委員 農家の担い手不足や、高温で野菜や花が作れないとか、そういうのもあるのかなと思っただけです。

___委員 おっしゃるとおりで、去年、一昨年と、かなり天候によって特に夏場の高温によってですね、茨城といえど作りにくい状況になっています。去年一昨年のこの2年間なんですけど、数量的に2年続けて減少している。その分、単価が上がっているというのが現状です。トータルとして金額的には若干昨年も上回った状況があります。その他にですね、要因としましては、2024年問題のトラックの配送問題もあります。どうしても、こういうところからですね、品物がまとまらないと走ってこれないという状況も含めてですね、数量はですね、地方市場市場は特に集まりにくい状況にはなりつつあるというのが状況です。

___委員 あと1ついいですか。普通の消費者として単純な質問なんですけど、水産の方などは、雷とか地震とかで電気とかそういうのが止まった場合の保冷库の使用状況ってどうかという、何か補填する電気があるんですね。

執行機関 一応、非常用発電設備はあるんですが、これは冷蔵庫冷凍庫までを守備範囲としてものではなく、正直なところ、停電になってしまうと扉を開けないという対策をするしかなくて、それでも持つ時間は1日ぐらいなので停電があると非常に困ります。そういうことがないように施設の管理をしているつもりであるんですが、古い施設なので、いつどこでっていう恐怖は実は我々常に持っておりますが、ただ、大きく何かあった場合は、東京電力あたりに依頼して、車を運んでもらったりとか先

に応急復旧をしてもらうような態勢にはなっております。

- 会長 はい、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。
- ___委員 この朝市が月2回ってというのが、すごく楽しみだと思ったんですけども、交通手段は自家用車のほかに、バスとかあるのでしょうか。
- 執行機関 一応、バスがですね一日2本ぐらいありまして、朝一番早いのが9時過ぎ頃に、水戸駅から市場に来ます。水戸駅から市場と泉町あたりをぐるっと周回しているようなバスが2回ぐらいあるのですが、ただ、お買い物にいらっしゃる方は、やっぱりほとんどが荷物を持ってお買い物されるので、やっぱりほとんど自家用車ですし、JRも青柳の駅と津田の駅の間ぐらいでして、水郡線の青柳駅からは多分歩いたら、なかなか1キロちょっとあるので、どうしても車になってしまうかなとは思っています。一応バスもあるにはあります。
- ___委員 はい。わかりました。ありがとうございます。
- 会長 かなり渋滞はしますか。
- 執行機関 イベントの時、特にお祭りの時とか年末の時はかなり渋滞しますが、通常の朝市であれば、たぶん大丈夫です。
- 会長 そこまでではないということですね。ありがとうございます。
- ___委員 それでは、ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。
- ___委員 個人的な興味からですが、さっきの卸売の取扱ですけども、昨今の物価高で単価が上がっているという、この状況が業者さんにとっていい傾向なのか、あるいはきちんと価格転嫁ができているのかを、青果さんと水産さんで教えていただきたい。
- ___委員 青果の方で言いますと、物価高と言われるのですが、正直、野菜とかの値段については、価格転嫁は十分にはできていない状況なので、青果卸売業者全般ですけど、正直申し上げると、本年度については6割、7割赤字と厳しい状況になっています。量販店さんは、物価が上がって、消費者の方が野菜とかは買わなくなってしまったので、値段を下げないと売れないんで、量販店の方からは値段を下げたいですという要望があるんです。一方、農家さん農協さんからは、資材費や人件費などが上がっているんで、もっと高く買っただきたいと言われているので、だいたい青果卸売市場は非常に厳しい状況なので、こういった法律ができて、しっかり価格転嫁ができるような取組をしていかないと、青果卸売業界全体として、厳しい状況なんですね。
- ___委員 御案内のとおり、昨年、さんまが捕れて多少水揚げがありましたけれども、鮭ですとかいかですとか不漁で、温暖化による海水温の上昇を1つの要因でした。一方で為替の問題がありまして、輸入水産物が思うように物が買えないという状況の中で、我々も苦労しながら、荷物を集めている状況で、なんとか価格交渉をしながら、転嫁はさせていただける方向にはもっていつているのですが、ただ私どもの主力の量販店さんが、何も食べるものは水産物だけではないので、なかなか販売が不審になるという、例えば比較して、水産物の方が高いので、極論で言うと豆腐だとか納豆だとか、そういうものと比較をされるので、どうしてもその少し安めでないと動かないという反応が、ここ最近ありまして、我々が安く出すかどうかもありますけれども、安く販売する傾向が少し強まったなという感じに感じられます。
- ___委員 今、___社長がおっしゃったとおりコストアップの部分に関して、食料品全てが上がっていると思いますけれど、我々の流通している物流費の問題であったり、人件

費や交通費も全て高騰しているの、なんとか転嫁していかないと、青果の方と同様に利益を圧迫するのは間違いないかなと思います。取扱数量に関しても、この表に載っていますように微減しておりますし、転嫁してる価格転嫁の部分も取り切れてないというのが実情としてはあるかと思えます。ただ水産物に関して言うと、首都圏の富裕層の方々が比較的強い値段で買ってってしまうので、どちらかというところ地方の方は価格転嫁ができないので、我々卸売業者としては転嫁に苦心しているというのが実情だと思います。

話が出てましたが、場長がおっしゃったように冷凍庫の保管庫に関して、電源が切れてしまうとどういったことが起こるかという、冷蔵庫が空の状態であれば1日分ぐらいしか保管できないのですけれども、冷凍庫自体に冷凍物が入っている状態ですと、マイナス25度設定をしていけば3日ぐらいは、マイナス18度以下に下回るので、現状としては入れている冷凍物の中で冷凍庫の役割をしてくれますので、そこは御安心いただけたらと思います。以上になります。

____委員 仲卸さんの方は価格転嫁ってどんな感じですか。なかなかできていない感じなのでしょうか。

____委員 青果ですけれども、卸さんの話のとおりでして、やはり世間の一般の景気というものに大きく左右されるので、果物や高価なものとか、そういうものには手を出さない。本当に、うちで値段ギリギリ若しくは原価で出すもの、その辺というのが動く、そういう感じが最近多いですね。

____委員 水産仲卸の____です。ただいま____会長がおっしゃられたとおり、やはり景気の状態も悪いですし、自分で原価に落としてまでという場合もありますし、場合によっては本当に損までして売り捌く状況もなきにしもあらずというような状況はあります。

____委員 ありがとうございます。

会長 それでは、ほかにございますでしょうか。お時間もまいりましたようですので、それでは本日の議題は終了したいと思います。では、事務局にお戻しします。よろしくお願ひします。

執行機関 貴重な御意見様々ありがとうございました。なお、本日の資料の中で、御意見、御要望等がまた後からございましたら、事務局の方まで御連絡をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、令和7年度第1回水戸市公設地方卸売市場運営協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。